

◎福島県青少年によるテレホンクラブ営業の 利用を助長する行為等の規制に関する条例 施行規則

平成八年十二月十七日 公安委員会規則第六号
 改正 平成十年三月二十七日 公安委員会規則第三号
 平成十四年一月四日 公安委員会規則第一号
 平成十七年三月四日 公安委員会規則第三号
 平成二十年一月二十九日 公安委員会規則第一号

(趣旨)

第一条 この規則は、福島県青少年によるテレホンクラブ営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例(平成八年福島県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用カードの販売の開始の届出)

第二条 条例第三条第一項の規定による届出は、利用カード販売開始届出書(様式第一号)により行うものとする。

2 条例第三条第一項第六号の公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 業として利用カードを販売しようとする者が個人である場合にあつては、その本籍及び生年月日
 - 業として利用カードを販売しようとする者が法人である場合にあつては、その役員の氏名、住所、本籍及び生年月日
 - 利用カードを販売する店舗等における業務の実施を管理する者の氏名及び住所
 - 利用カードを販売する店舗等の建物又は土地の所有者が業として利用カードを販売しようとする者と異なる場合にあつては、その所有者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- 3 利用カード販売開始届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- 業として利用カードを販売しようとする者が個人である場合にあつては、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 業として利用カードを販売しようとする者が法人である場合にあつては、その定款及び登記事項証明書並びにその役員の住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 利用カードを販売する店舗等の平面図及び利用カードを販売する店舗等の周囲二百メートル以内の区域の見取図
- 利用カードを販売する店舗等の所在地が都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第九条第一項から第七項までに定める地域に該当しないことを証明する書類

- 青少年入場禁止場所で利用カードを販売しようとする場合にあつては、その場所が青少年入場禁止場所であることを証明する書類
- 利用カード販売の変更等の届出

第三条 条例第三条第二項の規定による届出は、利用カード販売変更届出書(様式第二号)又は利用カード販売廃止届出書(様式第三号)により行うものとする。

2 利用カード販売変更届出書には、前条第三項各号に掲げる書類のうち、当該変更事項に係る書類を添付するものとする。

(販売制限区域の基準となる施設)

第四条 条例第四条第一項第八号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げる施設とする。

- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校のうち、高等課程を置く専修学校
- 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校のうち、小学校、中学校又は高等学校の課程に準ずる課程を置く各種学校
- 主として青少年の研修、宿泊又はスポーツの用に供する施設であつて別表に掲げるもの

(自動販売機の届出済証)

第五条 条例第五条第一項の届出済証は、自動販売機届出済証(様式第四号)とする。

2 条例第五条第二項の規定による申請は、自動販売機届出済証再交付申請書(様式第五号)により行うものとする。

(自己の営業に関し表示する広告物の基準)

第六条 条例第六条第二項第一号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げる基準を満たす広告物とする。

- 利用カードを販売する店舗等に直接提出し、又は表示するものであること。
- 一の利用カードを販売する店舗等につき、その表示面積の合計が五平方メートル以下のものであること。
- 蛍光、発光又は反射を伴う塗料又は素材を使用しないものであること。
- 回転し、又は点滅する照明その他これに類する照明を使用しないものであること。
- ネオン管又は発光ダイオードを使用しないものであること。

(違反広告物の除去の命令)

第七条 条例第七条第一項の規定による公安委員会の命令は、広告物の所在地、広告物の種類、措置すべき理由、講ずべき措置の内容及び措置すべき期限を記載した文書により行うものとする。

(除去させることができる立看板等)

第八条 条例第七条第三項の公安委員会規則で定めるものは、木枠、プラスチック枠その他これらに類する枠又は木板、ベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものに、紙、ビニール、プ

ラスチック、布その他これらに類するものをはり、容易に取りはずすことができる状態で設置されている立看板並びにすべてのはり紙及びはり札とする。

(身分を示す証明書)

第九条 条例第十三条第三項の身分を示す証明書は、警察官にあつては警察手帳、警察官以外の警察職員にあつては福島県警察本部長の発行する職員証とする。

(届出書の提出)

第十条 条例及びこの規則の規定により福島県公安委員会に提出する届出書又は申請書は、正副二通を当該届出書又は申請書に係る利用カードを販売する店舗等の所在地を管轄する警察署長を経由して提出するものとする。

附 則

この規則は、平成九年二月一日から施行する。

附 則(平成十年公安委員会規則第三号)
 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成十四年公安委員会規則第一号)
 この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成十七年公安委員会規則第三号)
 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

1 この規則は、平成十七年三月七日から施行する。

2 不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十六年法律第百二十四号。以下「整備法」という。)第五十三条第五項の規定によりなおその効力を有することとされている整備法第五十二条の規定による改正前の商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十一条第一項の規定により交付された登記簿の謄本は、整備法第五十二条の規定による改正後の商業登記法第十条第一項の規定により交付された登記事項証明書とみなす。

附 則(平成二十年公安委員会規則第一号)
 この規則は、交付の日から施行する。